

令和7年度 中野市 市税等 納付計画表

◎この納付計画表によって、毎月の納付計画を立て、納期内に納付しましょう。
◎空欄へは、納税通知書などから金額を記入してご活用ください。

※1 現金納付の方…口座振替日の前日までに残高を確認してください。
※2 市県民税(普通徴収)は、納付書に記載されている方が対象となります。(年金から差し引かれていない方が対象となります。)
※3 介護保険料(普通徴収)は、納付書に記載されている方が対象となります。(年金から差し引かれていない方が対象となります。)
※4 後期高齢者医療保険料(普通徴収)は、納付書に記載されている方が対象となります。(年金から差し引かれていない方が対象となります。)
※5 公料 共等

税目 月	納期限	口座振替日	市税等				※3 介護保険料 (普通徴収)	※4 後期高齢者 医療保険料 (普通徴収)	公料 共等	計
			固定資産税 都市計画税	軽自動車税 (種別割)	※1 市県民税 (普通徴収)	※2 国民健康 保険税 (普通徴収)				
4月	4/30 (水)		1期							
5月	6/2 (月)			全期						
6月	6/30 (月)				1期					
7月	7/31 (木)		2期			1期	1期			
8月	9/1 (月)				2期	2期	2期	2期		
9月	9/30 (火)					3期	3期	3期		
10月	10/31 (金)				3期	4期	4期	4期		
11月	12/1 (月)					5期	5期	5期		
12月	1/5 (月)	12/26 (金)	3期			6期	6期	6期		
1月	2/2 (月)				4期	7期	7期	7期		
2月	3/2 (月)		4期			8期	8期	8期		
3月	3/31 (火)					9期	9期	9期		
計										

※12月の納期限(1/5)と口座振替日(12/26)が異なりますのでご注意ください。

- ☆振替納付の方…口座振替日の前日までに残高を確認してください。
- ☆現金納付の方…納期(納税通知書等に記載されています。)内に納付してください。

市税等・公共料金などの納付には、安全・便利・確実な口座振替をおすすめします。

- 口座振替のご依頼は、市指定の市内金融機関窓口または市役所窓口で承ります。
- お手続きには、通帳と口座の印鑑が必要です。なお、市役所窓口ではキャッシュカードがあれば通帳と印鑑不要です。
- ※キャッシュカードでのお手続きは固定資産税(都市計画税)・軽自動車税(種別割)・市県民税(普通徴収)・国民健康保険税(普通徴収)・介護保険料(普通徴収)・後期高齢者医療保険料(普通徴収)・上下水道料金・保育料に限ります。
- 詳しくは、各業務窓口までお問い合わせください。

市税等・保険料 納付 Q&A

Q 中野市の税金、料金はどこで納めたらよいですか？

A 納付書をお持ちであれば、次の金融機関等で納入して下さい。また、納付書を紛失された場合は、各業務窓口までご連絡をお願いいたします。

- ・(株)八十二銀行
- ・中野市農業協同組合
- ・ながの農業協同組合
- ・長野信用金庫
- ・(株)長野銀行
- ・長野県信用組合
- ・長野県労働金庫
- ・ゆうちょ銀行・郵便局 (2次元コードを印刷していない場合は長野県、新潟県内に限ります)
- ・コンビニエンスストア(対象コンビニは各納付書に記載されています)

※ただし、納期限内の固定資産税・都市計画税、軽自動車税、市県民税(普通徴収)、国民健康保険税(普通徴収)、介護保険料(普通徴収)、後期高齢者医療保険料(普通徴収)の納付に限ります

※2次元コードを印刷している場合、全国の地方税統一2次元コード対応金融機関でも納付できます。

また、地方税お支払いサイトから様々な方法での納付が可能です。詳しくは地方税お支払サイト利用者向けホームページ(<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。

・スマートフォンアプリ(PayPay、au PAY、d払い、LINE Pay)※LINE Payは令和7年4月23日(水)まで利用

※ただし納期限内の固定資産税・都市計画税、軽自動車税、市県民税(普通徴収)、国民健康保険税(普通徴収)、介護保険料(普通徴収)、後期高齢者医療保険料(普通徴収)の納付に限ります

※2次元コードを印刷していない納付書で、長野県、新潟県以外のゆうちょ銀行・郵便局での納付をご希望の方は、あらかじめ市役所の各業務担当窓口までご相談ください。

Q 口座振替の申し込みはどこでできますか？手続きに必要なものは何ですか？

A 口座振替は市役所の各業務窓口・豊田庁舎豊田窓口係・上記金融機関の市内各支店、各支所で手続きができます。

手続きには、口座振替を希望する市税等または公共料金の確認、引き落とし金融機関口座の確認、通帳届出印鑑が必要となります。

なお、市役所・豊田庁舎ではキャッシュカードがあれば通帳と印鑑不要です。

※ただし、キャッシュカードでのお手続きは固定資産税(都市計画税)・軽自動車税(種別割)・市県民税(普通徴収)・国民健康保険税(普通徴収)介護保険料(普通徴収)・後期高齢者医療保険料・上下水道料金・保育料に限ります。

Q 口座振替の金融機関を変更したいときはどうすればいいですか？

A 新しく口座振替をする市内金融機関等の窓口、または各業務窓口でお申し込みください。

Q 税金、料金の納付についての問い合わせをしたいのですが、どこに連絡すればいいですか？

A お問い合わせは、下記の各業務窓口までお願いします。

また、大変申し訳ございませんが、プライバシー保護のため電話でのご回答をお断りする場合がございますので、ご承知ください。

お
問
合
せ

中野市役所

〒383-8614 中野市三好町一丁目3番19号

代表案内 0269-22-2111

税金のことは …………… 税務課 収納係 (内線227・228)

介護保険料のことは …………… 高齢者支援課 介護保険係 (内線365)

後期高齢者医療保険料のことは ・市民課 国保年金係 (内線304)